

専有部分の家屋番号	484-101 484-201 ~ 484-203 484-205 484-301 ~ 484-303 484-305 484-401 ~ 484-403 484-405 484-501 ~ 484-503 484-505 484-601 ~ 484-603 484-605 484-701 ~ 484-703 484-705			
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成9年9月17日	所在図番号	余白
所在	泉南市信達大苗代 484番地			余白
建物の名称	ヒュース一丘壺番館			余白
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根7階建	1階	41:94	余白	
	2階	262:44		
	3階	262:44		
	4階	262:44		
	5階	262:44		
	6階	262:44		
	7階	262:44		
余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月17日	
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
1	泉南市信達大苗代484番	宅地	872:98	平成2年10月31日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1226000094049
家屋番号	信達大苗代 484番の401		余白	
建物の名称	A-401		余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	4階部分 58:42	平成2年9月27日新築	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月17日
表題部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	153378分の6187	平成2年9月27日敷地権 〔平成2年10月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年3月28日 第4182号	原因 平成6年3月28日売買 所有者 泉南市信達大苗代484番地(401号) 土 原 則 男 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月17日
2	差押	平成19年4月18日 第16498号	原因 平成19年4月18日差押 債権者 泉 南 市
3	参加差押	平成26年3月17日 第11794号	原因 平成26年3月17日参加差押 債権者 太 阪 府 泉 南 市
4	差押	平成26年9月17日 第41422号	原因 平成26年9月16日大阪地方裁判所岸和田支部担保不動産競売開始決定 債権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
5	所有権移転	平成27年9月29日 第41126号	原因 平成27年9月25日担保不動産競売による売却 所有者 大阪市淀川区三国本町一丁目16番12-301号 株式会社ハウスコンサルタント
6	4番差押登記抹消	平成27年9月29日 第41126号	原因 平成27年9月25日担保不動産競売による売却

7	2番差押、3番参加差押登記抹消	余白	平成27年9月29日5番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第32条の規定により抹消
---	-----------------	----	---

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成6年3月28日 第4183号	原因 平成6年3月28日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,030万円 利息 年3・60%ただし、平成16年3月28日から年3・75%(ただし、月割計算月未満の期間は365日日割計算) 損害金 年14・5%(365日日割計算) 債務者 泉南市信達大苗代484番地(401号) 土 原則男 抵当権者 東京都港区北青山一丁目2番3号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社紀陽銀行羽倉崎支店) 順位3番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成26年4月17日 第17829号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月17日
2	根抵当権設定仮登記	平成18年6月1日 第5650号	原因 平成18年5月31日設定 極度額 金190万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 大阪府泉南市信達大苗代484番地(401号) 土 原則男 権利者 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1 アイフル株式会社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	1番抵当権、2番仮登記抹消	平成27年9月29日 第41126号	原因 平成27年9月25日担保不動産競売による売却

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。